

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
流通委員長 濱 田 繁 敏

第二種金融商品取引業登録に係る社内規則の提出に関する調査について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、第二種金融商品取引業登録に係る社内規則のひな型について（平成 2 7 年 4 月 2 2 日付、全住協発第 4 6 号）にありますように、当協会のほか不動産関係団体と金融庁、国土交通省との協議では、①各団体が社内規則のひな型を作り、②該当会員がひな型に基づき社内規則を作成し、③所属団体を經由して社内規則を金融庁に提出をすれば、金融庁は、該当会員に対して、今回の改正金融商品取引法施行にあたって法第 5 6 条の 2 に基づく報告徴求を行わないとしています。

つきましては、該当会員を対象に、標記に関する意向調査を下記のとおり実施いたしますので、別紙の調査票にご記入の上、5 月 1 日までに事務局宛にご回答ください。

敬 具

記

1. 調 査 第二種金融商品取引業登録に係る社内規則の提出に関する調査
2. 回 答 5 月 1 日（金）までに FAX（03-3511-0616）によりご返信ください。
3. 問合せ先 事務局 原田 TEL 03-3511-0611
E-mail tk-hd@post.sannet.ne.jp

以 上

返信 F A X 0 3 - 3 5 1 1 - 0 6 1 6 原田宛 (5 / 1 までにご返信ください。)

(別紙)

第二種金融商品取引業登録に係る社内規則の提出に関する調査

社内規則 (5 種類) を集めて金融庁に提出をする不動産業界団体は、以下の 4 団体です。

(一社) 全国住宅産業協会、(一社) 不動産証券化協会、(一社) 不動産協会、
(一社) 不動産流通経営協会

当協会は、5 月末から 6 月上旬までに該当会員から社内規則 (5 種類) を提出していただく予定のため、その案内を別途発信させていただきます。なお、複数の団体に重複加入している場合、どの団体を経由するかは任意です。

1. 社内規則 (5 種類) を当協会経由で提出される予定ですか。

(1) 当協会経由で提出する

(2) 他団体経由で提出する

(3) 第二種金融商品取引業協会等の会員 (又は加入予定) になっている。

(当協会経由で提出する予定はない。)

(4) その他 (未定)

2. 当協会を経由して提出を予定している場合にご回答ください。

今後、社内規則の提出、研修等についてご案内をさせていただきますので、担当部署、担当者等の連絡先を教えてください。

担当部署 _____

担当者 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

ご協力ありがとうございました。

参 考

(登録の拒否)

第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

四 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合（個人である場合を除く。）にあつては、次のいずれかに該当する者

- イ 資本金の額又は出資の総額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な者として政令で定める金額に満たない者
- ロ 国内に営業所又は事務所を有しない者
- ハ 外国法人であつて国内における代表者（当該外国法人が第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務恣意の業務を担当する者に限る。）を定めていない者
- ニ 協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいい、登録申請者が行おうとする業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。以下この号及び第三十三条の五第一項第四号において同じ）に加入しない者であつて、協会の定款その他の規則（有価証券の売買その他の取引若しくは第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引を公正かつ円滑にすること又は投資者の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

(報告の徴取及び検査)

第五十六条の二 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融商品取引業者等、これと取引をする者、当該金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。）がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等（以下この項において「子特定法人」という。）、当該金融商品取引業者等を子会社（第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）若しくは当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該金融商品取引業者等の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料（当該子特定法人にあつては、当該金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。）の財産に関し参考となるべき報告又は資料に限る。）の提出を命じ、又は当該職員に当該金融商品取引業者等、当該子特定法人、当該金融商品取引業者等を子会社とする持株会社若しくは当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子特定法人にあつては当該金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。）の財産に関し必要な検査に、当該金融商品取引業者等を子会社とする持株会社又は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者にあつては当該金融商品取引業者等の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。